

錦江町監査公表 2 号 (※町ホームページでも公表しています。)

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

錦江町監査委員 中 村 貢
〃 厚ケ瀬 博文

備品監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して備品監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 7 年 1 月 2 3 日 (木) ～ 2 4 日 (金)
- 3 監査の実施場所 該当課及び該当施設
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、厚ケ瀬 博文

5 監査の対象

- (1) 会計課
- (2) 総務課
- (3) 住民税務課
- (4) 農業委員会
- (5) 産業建設課

6 監査の着眼点

- (1) 備品台帳は整備されているか
 - ア. 帳簿の残高と物品の現在高は符合するか
 - イ. 保管替え等の手続きは、正規になされているか
 - ウ. 損傷、廃棄、目減り等に関する手続きは、的確に処理されているか
- (2) 常に良好に管理され、また、維持補修等は適切に行われているか
 - ア. 保管上、取締り不十分な点はないか
 - イ. 未使用のまま放置してあるものはないか
 - ウ. 遊休品で他に転活用できるものを保管していないか
 - エ. 不用品、不良品または再利用可能品を漫然と保管していないか
- (3) 最大の効果を最小の経費で上げるようにしているか
 - ア. 事業効果や安全性は考慮されているか
 - イ. 必要以上にぜいたくな物品の購入はないか
 - ウ. 必要以上に多量な物品の購入はないか

7 監査の実施内容

該当課から事前に備品台帳を徴し、内容の確認を行ない、必要に応じて担当者及び関係者の意見を聴取した。また現地において備品を確認し、管理状況や動作の確認を行った。

該当施設においては、担当課の担当者や施設管理者から説明を受けた後、設置状況の確認と使用状況の聞き取りを行った。

8 監査結果と意見

監査の対象課等ごとに、次のとおり意見を付す。今回、対象とならなかった課等においても参考にされたい。

対象	意見
会計課	備品台帳のほかに備品の配置図も作成しており、よく管理されている。
総務課	備品番号 1－6 の地方自治法質疑応答集に備品シールがなかった。そのほか、購入から 40 年以上経過したものも散見されたので、物品の動作確認等行い、その機能を果たせないものは廃棄されたい。 また、常置場所が多数あるので、台帳を常置場所ごとに整理されたい。
住民税務課	備品の使用者欄に既に退職した職員の氏名が多数見受けられたので、確認・訂正されたい。 土地台帳等が保管されている金庫の台帳記載がなかったので、確認のうえ、備品シールを貼り台帳に記載されたい。
農業委員会	農業委員会で使用されていないものも台帳に記載があったので、確認のうえ、整理されたい。
産業建設課	監査時に、台帳の訂正申し出が数件あったので、物品の移動と同時にその都度、台帳を整理されたい。 台帳を確認すると、1－4，2－2，5－3，8－4 など様々な番号で管理されているので、統一した番号で管理されたい。

9 結び

庁舎外の施設に常置している備品については施設ごとに一括りとし、庁舎内の備品と別けて管理されたい。

移管した備品、常置場所をあらためた備品については、その都度台帳を更新し、物品の的確な把握に努められたい。

また、長く使用していないものや規格等が古くなり今後の使用が見込めないものなどは、廃棄や更新を積極的行われたい。